

平成18年度 第1回富田林市都市計画審議会 議 事 録

平成18年8月22日開催
於 市役所3階庁議室

○ 出席者

・富田林市都市計画審議会委員

福田経三、下野恵子、吉村善美、石原三和、増田昇、阪野拓也、奥田良久、鳴川博、
辰巳真司、尾崎哲哉、沖利男、山本剛史、司やよい、壺井久雄、京谷精久、上野栄樹、
三嶋定雄、渡邊ヒロミ

・事務局（まちづくり政策部まちづくり室まちづくり推進課）

植田信二、上野剛敬、山中清隆、梶本揚子、赤野正吾、澤井真美

○ 開会

《事務局:上野課長》

お待たせいたしました。

ただ今から富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。ご承知のとおり、本市で行われます各審議会や協議会などの会議の際に、本市の「会議の公開に関する指針」によりまして公開することとなっております。

本都市計画審議会におきましても、平成16年11月25日に開催されました会議で、「公開する」との決定をいただき、その折に傍聴者の定員を5名と定めております。本日は傍聴される方がおりません事をご報告させていただきます。

続きまして委員の皆様方にはご多用中にもかかわらず、ご出席頂きありがとうございます。まず、今回の審議会では、委員19名中18名の出席を頂きましたので審議会条例第5条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますことを報告させていただきます。

なお本日は任期満了に伴う委員改選後、初めての審議会ということで、会長・副会長をご選出いただくまで事務局のほうで、会議を進行させていただきますのでよろしくご願ひ致します。

まず、事務局の方から委員の皆様方と事務局の紹介をさせていただきます。

○委員の紹介

《事務局》

それでは、まず委員の皆様方を、配席表に基づきまして、ご紹介申し上げます。

福 田（ふくだ） 委員でございます。

下 野（しもの） 委員でございます。

吉 村（よしむら） 委員でございます。

石 原（いしはら） 委員でございます。

増 田（ますだ） 委員でございます。

阪 野（さかの） 委員でございます。

上野（うえの） 委員でございます。
三嶋（みしま） 委員でございます。
渡邊（わたなべ） 委員でございます。
奥田（おくだ） 委員でございます。
鳴川（なるかわ） 委員でございます。
辰巳（たつみ） 委員でございます。
尾崎（おざき） 委員でございます。
沖（おき） 委員でございます。
山本（やまもと） 委員でございます。
司（つかさ） 委員でございます。
壺井（つぼい） 委員でございます。
京谷（きょうたに） 委員でございます。

なお、中谷（なかたに） 委員 につきましては、本日は所用のため欠席されるとの事で連絡をいただいております。

引き続きまして、僭越ですが事務局の紹介に移らせていただきます。

植田 まちづくり政策部長でございます。

まちづくり推進課の山中 主幹兼政策係長でございます。

担当の梶本 でございます。

同じく担当の赤野 でございます。

同じく担当の澤井 でございます。

そして私、まちづくり推進課長の上野でございます。よろしく願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

○ 会長及び副会長の選出

《事務局》

引き続きまして、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。

条例第4条第1項の規定で、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」こととなっており、又、政令によりまして条例第2条1項1号議員の学識経験者のうちからとなっておりますが、如何いたしましょうか。

《石原委員》

はい。

《事務局》

どうぞ。

《石原委員》

事務局一任

《事務局》

事務局一任との声がありましたので、誠に僭越とは存じますが、事務局として発表させて頂いてよろしいでしょうか。

今回、本審議会委員としてお越しいただいております、大阪府立大学大学院の増田教授におかれましては、大阪府総合計画審議会をはじめ府の環境審議会・農林水産審議会などの、また大阪市・箕面市など府内の都市計画等の審議会・奈良県風致審議会の会長や委員を歴任され、まちづくりの豊富な学識と

経験をお持ちでありますことから、当審議会会長をお願いしてはと事務局は考えております。

また、副会長には引き続き福田委員さんをお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。

《各委員》

異議なし。

《事務局》

異議なしとお声でございますので、会長には増田委員さん、副会長には福田委員さんということで、よろしく願いいたします。

増田会長、福田副会長のお二人には恐れいますが、席の移動をお願いいたします。

——— 移動 ———

《事務局》

それでは、お二人を代表しまして増田会長に一言就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

《増田会長》

そしたら、今あの皆様方からのご推薦によりまして会長職に就かしていただくことになりました大阪府立大学の増田でございます。あの、少しあの私の紹介をしておきます。新参者ですので、ご紹介しますと、専門は緑地計画、旧の農学部に所属しておりました。今は生命環境科学部というような言い方をしておりますが、緑地計画が専門で、それに関連しまして、都市計画あるいは景観計画というのを専門にしております。大阪府では、都市計画審議会あるいは総合計画審議会の審議委員をつとめさせていただいております関係でご推薦いただいたのかなと考えております。特にこの8月にですね、大阪府の都市計画審議会では、成熟型社会におけるこれからのまちづくりについてという答申をお出しして、都市計画審議会でご照会を頂いたんですけれども、まあ、いろんな意味で、社会の変革時期を迎えているということで、例えば少子高齢化社会ということで、人口減少なり、70年代に開発してきたところでの空洞化が起こるあるいは、都市環境、まずいんですけどもそれに伴う交通の弱者のことを考えていけない、いろんな転換期を迎えているんですね。それに対して、我々都市計画審議会として、これからの10年先100年なりのあり方というのを、活発に意見交換しながら、この審議会をつとめていきたいと考えてきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。福田副会長さんをご経験が豊富だということでご指導、ごべんたつを賜り、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

《事務局》

ありがとうございます。これで会長及び副会長の選出を終わります。

それでは、この後の議事進行については、条例第5条第1項で「会長がその議長となる」と定められておりますので、増田会長、議事進行の方をよろしく願いいたします。

《議長》

はいわかりました。そしたら本日の案件ですけれども。

今日は報告案件ということでございます。富田林市都市計画マスタープランの改定に伴う素案について、「概要」と「アンケート結果」について、「全体構想」、「地域別構想」という課題がございますけど、2つに分けて行いたいと思います。

まず「概要」と「アンケート」について事務局から説明頂いて、そこで一度質疑応答した後で、全体構想と地域別構想について説明いただいて、また、意見交換をしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、事務局の方から概要とアンケート結果について報告いただければと思います。

《事務局》

澤井と申します。よろしくお願い致します。

お手元にごございます、都市計画マスタープランの素案冊子1ページをご覧ください。

まず、都市計画マスタープランについて説明させていただきます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される『市町村の都市計画に関する基本的な方針』で、まちづくりの将来像や目標というような、都市を作り上げる上で必要な骨組みとなる、基本構想について定めるものとされております。

富田林市では、平成10年に現行のマスタープランを策定させて頂いております。目標年次が平成17年となっており、それに伴いまして、今回の改定を行うものとなっております。

マスタープランの構成といたしまして、現行マスタープランは、自然と歴史が共生するまち・交流と活力のあるまち・安全で快適なまち・安心と生きがいのあるまちと掲げさせて頂いておりますように、まちづくりの目標や土地利用方針・都市施設や自然環境の整備方針などを示しました全体構想と、地域の特性に応じて抽出した課題を示しました地域別構想からなり、今回改定致しますマスタープランも引き続き、全体構想・地域別構想で同じ構成となっております。

改定にあたりまして、大阪府が定めております南部大阪都市計画区域マスタープランや、市で定めております総合計画など、上位計画の内容の反映、及び富田林市地域防災計画、策定予定であります富田林市緑の基本計画など、関連計画との調整が必要となっております。

関連計画との調整と、社会情勢全般の変化・市民のニーズの変化に伴う各課の状況把握などを兼ねまして庁内検討部会や関係課ヒアリングを行っております。また、市民意見の反映を図るため、前回報告させて頂きましたとおり、平成17年度に市民アンケートを実施致しました。結果につきましては後ほど報告させて頂きます。

アンケート実施後、4月21日金曜日・23日日曜日に市役所4階401会議室におきまして、意見聴取会を実施致しました。延べ30人の方に参加頂き、貴重なご意見を賜りました。

都市計画審議会にて頂きましたご意見・市民のご意見を反映し、庁内での調整を経まして作成致しました素案でございますが、9月号の広報におきまして、もう少し印刷精度の良いものを各戸に配布予定でございます。ただ今ご覧頂いております、マスタープラン素案冊子1ページの下半分に記載させて頂いておりますように、市域を8地区に分けまして、市役所4階401会議室にてブロック毎に9月9日・10日・16日・17日の計4回、意見聴取会を開催するとともに、意見聴取会に参加頂けなかった方からも郵送・ファックス・メールなどでご意見を伺う予定でございます。

続きまして、市民アンケートの結果を山中の方から報告させて頂きます。

《事務局》

まちづくり推進課の山中と申します。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、昨年末に実施いたしました『都市計画マスタープラン』の策定に関する市民アンケート調査の結果についてご説明をさせていただきます。

まず、素案の2ページをご覧いただきたいと思っております。

このアンケート調査は、昨年11月に開催されました都市計画審議会でご報告をさせて頂き実施させて頂いたものでございます。

調査対象は16歳以上の市民3,000人を無作為に選ばせていただき、11月29日～12月13日の間に郵送による配布・回収を行い、1,572人、回収率52.4%の方から回答をいただいております。

回答をいただいた方の属性は、『集計結果(問1～6)』をご覧いただきたいと思っております。

その中で、居住意向の項目で、「住み続けたい」と回答された方が(82%)、「市内で転居したい」が(5%)と合わせて(87%)の方が富田林への愛着を示していただいております。今後はそれ以外の方々につきましても永住希望を持っていただけるよう努力していかねばならないと考えます。

次に、下の表の「現状の生活環境への満足度」と「整備の重要度」における「相関関係」についてですが、表の上部に位置するものほど重要度が高く、右に位置するものほど満足度が高い施策であることを示しております。

そして、縦軸及び横軸の中央付近にあります点線はそれが平均を表し、それに区切られる4区分に色分けをしておりますが、その内、左側上部の黄色の部分にあるものが、市民の皆さんの「満足度が低く、かつ重要度の高い」と評価された施策となっており、今後の方針を決める上で重要視されるべき施策であると考えております。

そこに位置するものとしましては、「子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園の整備」や、「防災組織の強化や避難所への誘導対策の確立」、「避難場所や幹線道路などの防災空間の整備」、「交通安全を重視した歩道や通学路の整備」、「個人の建物の耐震・耐火性能の拡充」、「高齢者等に配慮したバリアフリーの推進」、などで、災害や日常生活上の安全を重要視されていることが示されています。次に3ページをご覧くださいと思います。

まず、問8～問14は、先ほどの相関図でありました重要度を項目ごとに集計したものでございます。なお、「同じ項目の満足度」の集計や「地域別」、「年齢別」の集計結果につきましては、本日お配りいたしました、「住民意識調査報告書」にまとめておりますので後ほどご覧いただければと思います。次に、問15～問19では、今後の富田林市の将来像をお聞きしておりますが、問15の「将来どのようなまちが望ましいか」との問には、(70%)余りの方が「夜でも安全で、健全なまち」と回答され、年々増加する凶悪犯罪を懸念されている結果となっており、各年代別及び地域別の集計を見ましても同じような結果となっております。次に、問16の「市街化調整区域を今後どのようにするのが良いか」の問については、「積極的に農地や山林を保全・育成する」と「積極的に都市的整備・開発を進める」がほぼ同じ率の意見となっており、これも、年代別、地域別の集計を見ましてもほぼ同じような結果となっております。問17の「市街化調整区域を整備・開発を行うにはどのような土地利用が良いか」の問では「医療・福祉サービス施設」が多く、次いで「自然を活かしたレクリエーション施設」、「集客力のある商業施設」がほぼ同数で続き、年齢別集計では、年齢の高い世代は「医療・福祉サービス施設」との意見が多く、中年世代は「自然を活かしたレクリエーション施設」、若い世代では「集客力のある商業施設」が望ましいとの回答が多く、世代間で異なる結果となっております。

次に、問18では「地域でのまちなみを守るためには何らかのルールづくりが必要である」と回答された方が、合計(78%)を占め、地域の住民同士での何らかのルールづくりが必要であると感じておられます。これは、各年代、各地域の集計でもまったく同じ結果となっております。

また、問19の「将来のまちづくりについての話し合う場に参加しますか」との問には「どちらでも良い」と回答された方が過半数を占め、このようなアンケートでの参加を含め、機会があれば参加していただければと思われる方が「参加したい」と回答された方と合わせて(74%)となり、まちづくりへの、住民の皆さんの関心の高さが伺える結果となっております。

最後に「今後のまちづくりに関する自由回答」では、『道路施策』に関する意見が最も多く、次いで『防犯・治安の維持』に対する意見や、『福祉の充実』、『計画的な生活環境の整備』などを望む意見が多く見られました。

以上で市民アンケート調査結果についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

《議長》

ありがとうございます。今、ご説明がございました、概要とアンケートの結果について、何かご意見ご質問はございませんか。

《議長》

別に何かございませんでしょうか。ございませんか。

そしたら一応今ご報告ございました、概要及びアンケート調査結果についてはご質問がないということで、ここはまだ概要ですので、次全体構想とか地域別構想とかご説明いただいた後で、ご質問があれば戻ってもいいかと思しますので、引き続きまして「全体構想」と、「地域別構想」についてご報告いただくということでよろしいでしょうか。

《事務局》

梶本でございます。お手元のこちらのカラーの資料をご覧ください。前面のスクリーンにも同じものを映しておりますので、合わせてご覧ください。この4ページからが、都市計画マスタープランの素案となります。わたくしの方からは「都市計画の基本理念」と「全体構想」の部分について、ご説明致します。今回の改訂にあたり、都市計画の基本理念として、さきほど説明致しました市民アンケートの結果などから、こちらにありますように、防災・防犯、バリアフリーの推進など、まちづくりに関して満足度の低かった項目や要望の高い項目をまちづくりの主な課題として再検討し、次期マスタープランでは、「歴史・文化・自然が調和する成熟都市」を目指して「安全・安心・快適に暮らせるまち」「地域資源を大切に作るまち」「交流と活力のあるまち」の3つを基本理念としました。また、その3つの理念に対し、さらに具体的に3項目ずつ掲げ、これらの理念に基づいた都市計画マスタープランとします。

次にその下の「将来の都市構造図」についての説明を致します。

左側の枠内にも書いてありますが、「都市拠点」に関しましては、駅周辺や商業活動の中心を主核・副核の2つに分け、地図上に赤色の丸で示しております。水色の点線で表しております石川を「水と緑の交流軸」、道路軸に関しては、地図上で灰色で表しております大阪外環状線と309号を「広域軸」、その他の富田林市と他の市を結ぶ主要な道路について「都市間軸」として「だいたい色」で表示しております。土地利用に関しましては、既成市街地を中心とした「市街地ゾーン」、大きな公園などを緑地として保全する「緑地ゾーン」、まとまりある優良農地を保全する「農地ゾーン」、防災的な視点から自然を保全する「自然ゾーン」の4つのゾーンに分けております。

次に見開きの右側5ページをご覧ください。こちらの土地利用の方針については、先ほど説明させて頂きましたように、市域を4ゾーンに区分しております。また、その次の、市街化調整区域について、農用地といった優良農地や、災害の危険性の高い区域、市南部の里山や石川水系について、積極的に保全していきます。それらを右側の「土地利用方針図」で表しております。

左に凡例がございますが、凡例左側から順に「市街化区域」「市街化調整区域」の区別、その右に、先ほど説明致しました4つの「ゾーン」それをさらに8種類の「エリア」に分けております。

エリアについては上から順に「住居エリア」はさらに「低層・中高層・一般」と住宅地を3分化し、「商業エリア」と「工業エリア」に関しましては、業務が集積している場所と業務地と住宅と混在している複合地に2分化しております。「沿道サービスエリア」については、外環状線の沿道で市街化区域内と致しました。「土地利用調整エリア」については、市街化調整区域内ではありますが、上位計画である市の総合計画で市街地ゾーンとなっているため、マスタープランでも「市街地ゾーン」に区分し、都市的土地利用と農地・山林などの自然的土地利用の調整をする区域として表現しました。

今回の改訂により、土地利用調整エリアから緑地ゾーンに変更しているところが2か所ございます。1か所は金剛東地区の住宅地と、旧の美原町域である堺市の工業団地との間の斜面緑地部分、もう1か所は府営錦織公園の周辺について、今までは公園の都市計画決定区域内を緑地ゾーンとしておりましたが、今回はその周辺を含めての緑地ゾーンと致しました。

最終的に、市域を全部で12種類の土地利用分類としております。この数は現行のマスタープランと同様となっております。次に5ページの下にあります、都市施設・都市環境・自然環境の整備方針についてでございますが、まず「都市施設整備方針」として、交通、公園・緑地、上・下水道・河川、について、表の右側にあります都市計画道路の見直しや浄化槽の整備といった項目についての方針を記載していきます。「都市環境整備方針」につきましては、景観、防災・防犯対策、市街地整備、住宅地整備について、同じく表の右側にありますように、景観まちづくりへの取り組みやバリアフリーの住まいづくりといった内容で記載していきます。「自然環境整備方針」については、自然環境の保全と活用といった記載を致します。

このように、それぞれの都市施設や都市・自然環境の整備方針を掲げていく予定をしております。以上が「都市計画マスタープランの素案」のうち、都市計画の基本理念及び全体構想部分の説明となります。続きまして、地域別構想について、赤野の方から説明させていただきます。

続きまして、地域別構想の説明をいたします。よろしくお願ひいたします。地域別構想は6ページから8ページまでとなっております。

《事務局》

それでは資料の6ページをご覧ください。右下の凡例について説明いたします。

まず、土地利用ですが、市街地ゾーンにおける住居エリア、こちらは低層専用住宅地、中高層住宅専用地区及び一般住宅地についてまとめて薄い橙色の着色で表しています。

商業エリアについては、商業業務地及び住商複合地についてまとめて桃色の着色で表しています。

工業エリアについては、工業地及び住工複合地についてまとめて灰色の着色で表しています。それより下のエリアについては5ページの土地利用方針図の凡例と同じ色の着色で表しています。

次に道路ですが、整備済みの道路については赤色の実線、未整備については赤色の点線で表しています。

都市拠点(主核)は赤色の点線の丸囲い、都市拠点(副核)は赤色の細い点線の丸囲い、大阪外環状線沿道の景観形成地域については青色の点線の囲い、

河内ふるさとの道整備は黄緑色の点線、サイクルラインの整備については橙色の点線、

住環境の整備や防災機能の向上を目指すところは黒色の点線の丸囲いで表しています。

小中学校、公共施設等についてはそれぞれ記号で表しています。

地図の方をご覧くださいと、地域別の区域界につきましては黒の縁取りの白線で表しています。

つぎに、それぞれの地域別の説明をいたします。8つの地域それぞれについて、上部に赤字でまちづくりの目標、下部にまちづくりの方針をそれぞれ記述しています。

まず、北部地域ですが、目標としまして、幹線道路などの都市の骨格形成と秩序ある土地利用形成を図りつつ、身近な生活道路や公園などの整備と優れた自然環境の保全をめざします。

つぎに、中部地域ですが、目標としまして、中心市街地におけるターミナル機能の強化と寺内町の新たな保全・修景の推進を掲げています。

事業につきましては、甲田桜井線の事業化、主要地方道美原太子線の延伸及び富田林駅南地区における都市再生整備計画の推進について地図上に記述しています。

又、良好な住宅地景観の保全や、住環境整備や防災機能向上をめざすことなどを記述しています。

次に7ページをご覧ください。まず、東部地域ですが、目標としまして市中心部とのアクセスの向上を図り、良好な水辺空間を生かした居住環境の整備をめざします。

次に中南部地域ですが、目標としまして既成市街地の生活環境の向上を図るとともに、歴史、自然などの豊かな地域資源を生かしたまちづくりをめざします。

次に東南部地域ですが目標としまして歴史、自然、営農環境との共生を図るとともに、地域の生活基盤の改善をめざします。

次に地図の方で説明をいたします。事業につきましては、川西大橋の4車線化や、下水道の整備竜線1号線の狭小区間の改良などを記述しています。又、良好な住宅地景観の保全や、歴史的資源の保全なども記述しています。

次に8ページをご覧ください。金剛地域ですが、目標としまして、良好な住環境・景観の保全と安全で安心できる、快適な生活環境の確保を掲げています。

次に金剛東地域ですが、目標としまして質の高い生活環境の保全と安全・安心で、魅力のあるセンター機能の創出を掲げています。

次に西南部地域ですが目標としまして計画的な土地・建築物の規制・誘導と良好な自然的環境の保全・活用を掲げています。

地図の説明をいたします。地図上では良好な住宅地景観の保全やバリアフリー化、防犯空間づくりなどを記述しています。

以上で都市計画マスタープランについて報告を終わらせていただきます

《議長》

ありがとうございます。ただいま全体構想と地域別の素案ということでご報告いただきましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

《議長》

これは目標年次は何年ですか。

《事務局》

10年間でございます。

《議長》

いつから10年間ですか。

《事務局》

18年度末でまとめる予定ですので、19年から28年です。

《議長》

ということで、少し長期的な視点も持ってということで、素案を頂いてますが、何かご意見ございませんか。

《石原委員》

今素案について説明ありましたが、まず、安全・安心というのがまず第1にここに掲げておりますけれども、それによってプランをたてて頂くということでございますので安全・安心をもって、実施して頂くようよろしくお願い致します。

《議長》ありがとうございます。ほかにございませんか。

これは多分総合計画とも連動すると思うんですけど、人口としては目標人口、総合計画のほうではどれくらい、横ばいなのか、少し伸びるとしているのか。

《事務局》

現在12万5000位で、普通に予測すれば、12万きる位かと思います。そこは計画的には何とか現在の人口を維持したいというのが総合計画の今の考えでございます。

《議長》

何かございませんでしょうか。

多分、人口を維持しようと思うとある程度の政策をいれないと転入、転出あるいは自然死も含めて減少するということになりますね。

《事務局》

開発がないとね。

《議長》

そうですね

《議長》

これはですから、総合計画を受けて都市マスの方も基本的には総合計画でうたいあげている人口を目標人口ということですね。

《事務局》

その通りでございますね。確かに新規開発がなければ、まだ世帯構成人員がまだ、2.6くらいかと思うんですが、大体減る傾向がありますので、新規開発がなければ維持できない、ということですね。

《議長》

何かございますか。

《阪野委員》

質問なんです、マスタープランの素案というふうになっているんですが、9月に意見聴取会がございませぬ。その時も全く同じものを提示されるのかもっと詳しいものが出てくるのか、これが全てなんですか。それともこれは要約なんでしょうか。

《事務局》

はい、とりあえずお示しするのはこれが全部なんです。それに対して意見聴取会でご意見を頂き、そこから、もっと詳しいものをつくりあげていくということです。

《議長》

いかがでしょうか。

《議長》

これは、意見聴取会でもパワーポイントを使って説明されるのでしょうか。といいますのはね、今日のパワーポイントはほとんど見えない。ちょっと字や情報がたくさん入りすぎて、多分手元資料でしか見えないんで、一般市民さんに説明するときに、たくさんいらっしゃると手元資料でされるのか、パワーポイントでされるのか、もしパワーポイントでされるんだったら、もう少し情報を要約してないと、多分みなさん見られて、手元の資料は見えるんですけど、パワーポイントは見えないと思うんです。

《議長》

他なにかございませんか。

《京谷委員》

いくつか聞きたい点、また意見があるんですが、これは全体意見聴取会というのはもう既にされてるんですかね。

《事務局》

まず素案を作るに先立って、何も示さずに皆さんどんなまちづくりを希望を持っておられるかという事を聞かして頂いて、説明会じゃなくて、意見聴取会です。あくまでも素案を策定するに先立っての意見聴取会を2回やりました。

《議長》

はいどうも。

《京谷委員》

のべ30人程度ということなんですけど、これはどういう方が集まられたんですか。どういう形で募集されたのかな、市民ですよ。

《事務局》

それにつきましては、広報でお知らせしただけで、あえてですね、別に声かけとかしなかったんですけど。まあ、ちょっと少なかったんですけど、前回よりも少なかったです、今回は。

《議長》

はい。何かありませんか。

《京谷委員》

そしたら述べ30人程度ということは、2回ということですから、同じ方も参加された方もいらっしゃるでしょうから、30人以下ということですよ。そういう風に考えていいですよ。

《事務局》

実際はね、30人以上来られたと思うんです。出席してもらった時にも、(名前を)つけて頂いているんですが、つけて頂いてない方もかなりあったように思います。確かに4、5人ダブっておりました。30人実質的にはおられたと思います。

《京谷委員》

わかりました。それと、これ率直な意見なんですけども、地域別のこともそうなんですけど、全体の分もそうなんですけど、その、マスタープランで何を指すのか、将来像というか具体像というか、住んでる人が住んで、うちの地域は将来的にこれを目指すんだというのがピンと来ないところなんですよ。例えば私の住んでる地域なんかは東部地域なんですけど書かれてはいるんですけども、何かする人間が将来的にその地域がどうなるんだということ、例えば説明してくれと仮に言われたら、マスタープランでこう考えているんだということを説明するに当たって、もっと明確な住んでる立場の人間として将来像ということがピンと来ないところがちょっとあるんです。それは素案だからそうなのか、今後例えば各地域の説明会、意見聴取会を開催する中で、例えば個々の実情や課題というのは違うと思うんですよ、それがマスタープランの素案の中に肉付けされていく中で、地域の特性という中でそれが確実に反映されていくんだろうと期待してはいるんですけども、そこらへんどうなんですかね。

《事務局》

そのへんにつきましては、もちろん意見をたくさん聞かしていただいて、出来ないことは書かないでおこうと思っているんです。出来る限りそのために意見聴取会をして、それで、もちろんこんな薄いものではございません(素案提示)。

あの、こういうくらいのも(現行マスタープランを提示)にまとまって参りますので、今はボリューム的にこの2ページには収まらないという物理的なものでございます。実際にはもっと細かく研究させていただこうと思っております。

《京谷委員》

やっぱり地域別意見聴取会を開催しますということなんですけど、これは僕は非常に大切なことと思っているんです。最初に全体の意見聴取会の事をお聞きしたのもこれを受けて今素案をつくられている訳ですね。今度は地域別意見聴取会を受けてそれぞれの個々の地域の肉付けをされていく訳ですから、課題を掘り下げるにはこの意見聴取会を重視せざるを得ないんですよ。

例えば、うちの地域ではね、今、交通、朝の渋滞というのが問題になってるんですよ。これって生の声なんですよ。朝、金剛大橋渡るまでにすごい渋滞があってね、300mか400m、金剛大橋の手前から、サンプラザというスーパーがあるんですけど、そのくらいのところまで朝の渋滞が続いている、そういう声があるんでね、声とかをその、多分参加された人から出ると思うんですよ。だからそれをできるだけもうちょっとわかり易く広報でね、関心のある人はそうなんですけど、できるかっこういう参加するような機会ね、まだちょっと時間あると思うんでね、そういう工夫もしていただいたらなと思うんですよ。

《議長》

はい、ありがとうございます。いかがでしょう、どういう形で今この9, 10, 16, 17ですか、広報されているのかと極力たくさん集めて参加して頂いて地域の意見をこまめにくみ上げていただきたいというご意見がございましたんですけど。

《事務局》

前回8年ほど前に、同じ事をしていました。やはり広報の一角にいつ意見聴取会をするというだけでは、なかなか目につかないと思いますけども、前回もこんな形で入れさせて頂いた時に、8地域で二百数十人の参加を頂きましたので、今回は地域別になればもう少しご参加いただけるんじゃないかと思っております。合わせて、町会の方にもご案内別途させて頂こうと思っておりますので。

《議長》

わかりました。他にどうぞ。

《下野委員》

今のことなんですけど、地域のご意見聞くんだったら、これ場所市役所になってるんですけど、地域の方が集まり易い場所にそれぞれ設定されたらいかがかとも思うんですけど。

《事務局》

日程の都合上、学校等をお借りしたいということで、確認したんですけれども、運動会の準備等がございますし、一般の方が集まれるということで治安上の問題等もあるかと考えまして、一番集まり易い駐車場の機能がありますので、役所が一番適切かなと、今回役所の方で設定させていただきました。

《議長》

もう一人挙げておられましたね、どなたでしたか。

《京谷委員》

私、途中でしたので、これ質問なんですけどね、白いところに横線引いてある土地利用調整ゾーンについて説明していただけますかね。ちょっとここがわからないんで。

《事務局》

これは、いわゆる都市計画上は市街化調整区域となります。で、市街化調整区域ですから、市街化を抑制するという原則はあるんですけど、市の総合計画では市街地ゾーンという部分で、いわゆる市にとっていい開発なら、受け入れていってもいいんじゃないかという位置付けをされておりますので、それを受けて都市計画マスタープランも、開発させようというのではないですけども、その土地にふさわしい開発、例えば市街化調整区域でも、例えば喜志なんか、粟ヶ池付近のところなんかになりますと、駅の側なのに市街化

調整区域になるんですね。こういうの例えば地域の活性化につながる商業施設が来るのであれば、いいのか悪いのかということを検討して答え出して行って、仮にどうかというところにしておけるわけです。

《京谷委員》

非常に大切なゾーンですよ。今聞かしていただくとね、さーっとおっしゃっているんですけどね、これは、例えば図をみると先ほど説明があったように市街化調整区域、つまり市街化を抑制する区域ではありながら、その、一方では市街地ゾーンに入っているんですよ。ということはこれ、どういうことかな、と思って質問させてもらったんですけどね、ということは矛盾する区域であるんですね。市街化を一方で抑制しておきながら、その、計画によっては、地域によっては開発を認めるということですから、これは内容的にはどういうことを想定されているんですか。

《事務局》

ある種の矛盾めいたものはあると思うんですけども、市街化調整区域のうち、農業が非常に盛んなところ、それは農業ゾーンとして守りましょう、で、緑地として非常に重要、というのは緑地ゾーンで守りましょう、で、あまり触ると危ない、嶽山のてっぺんみたいな、それは自然保全ゾーンにしている、で、それ以外、特に農業ゾーンにしないといけない、緑地ゾーンにしなければならない、ということもない、という所が、こういう、ちょっと隙間みたいになってくるんですけど。都市計画法でも原則として市街化を抑制する部分ではありますけど、今も大規模開発、一定のまとまりがあって、良好な住宅地が出来るなら許可しても構わないという条項があります。それを場合によっては適用してもいい地域だということです。

《京谷委員》

わかりました。あの、つまり先ほど第4次総合計画の話が出てたんで、私もその委員の一人なんで、将来的には12万の規模を維持したいという中で、一方では大規模開発もすぐにはいかんということなんで、これは要するに例えば住宅地の、大規模な住宅地に関わるような計画とか、例えば地域活性化のための商業地域を誘致したり、そういうものを想定されている訳ですよ。

《事務局》

はい。必ずしもね、私は大規模開発が必要だとは思いません。というのは、現在市街化区域の中にも、宅地化できる空き地が残っていますので、市街化区域内の空き地をまず市街化するのが優先だとは思いません。

《議長》

はい。よろしいですか。多分、この土地利用調整ゾーンについては、市街化区域の中に書き込むのか、市街化調整区域の中に書き込むのか、あるいは、真ん中に1つ独立して土地利用調整区域みたいなものを設ける方がいいのか、一度検討頂いた方が、これ、今の凡例だと土地利用調整ゾーンという点は、ずっと将来的には市街化区域に編入しますよという凡例になっている訳ですね。

凡例上は。市街化区域内のところに書かれていますからね。そのへんの取り扱いについては、少し一度ご検討いただきまして、真ん中にあいまいゾーンを作っているのかというのは少しご検討いただいた方がいいかもしれませんね。

《事務局》

総合計画上の市街地ゾーンといいますのは、市街化区域全体と市街化調整区域の一部、で、都市計画法上の市街化区域より少し広域の設定になっておるんです。

《議長》

それは総合計画ですよ。今はこれは都市計画マスタープラン。

《事務局》

で、今の考えとしましては、検討させてもらいますけど、市街化区域については既に用途地域がありますので、住居エリアや工業エリアといったようにしております。調整区域は市街化を抑制しますので、市街化を抑制するといいながら、住居エリア、商業エリアというもおかしな話ですので、今の案としては、ちょっと中途半端といえば中途半端なんですけどね。

《議長》

そうですね。

《事務局》

ちょっと検討させていただきます。

《議長》

そうですね。

《議長》

他なにか意見ございませんでしょうか。

《議長》

私の方から1点だけ、もし他にご意見がなければ、今回の都市計画マスタープランの中で、仕組みづくりみたいな話ですね、例えば参加論みたいところを要するに書き込むような項みたいなものを考えられているのか、いかがでしょうか。例えば、基本理念のところでは、どちらかというとも将来の具体的な空間像が書かれていて、それをやっていく為の仕組みみたいなのが基本理念の中にはないですよ。

で、そのあたりについてはいかがでしょうか。

《事務局》

市民参加の方法なんですけど、最近そういった手法に関する記載が他の市のマスタープランにも増えておりますので、一応今の所は、基本理念、全体構想、地域別構想となっておりますけれども、最終意見聴取会での意見であったり、市民参加での計画策定であったり、また、10年計画になっておりますので、途中で、進捗状況の確認の仕方もしくはマスタープランの周知方法などについて、できる限り記載していきたいと思えます。

《議長》

特にこれから、地域別意見聴取会等々をされていく場合に、極力、最終的なマスタープランもそうですが、一般の市民の皆さんにわかり易く、わかり易い単語、言葉使いをして、理解を得ていくということが、これから非常に大事だというご指摘もいただきましたので、極力理解がし易いような形ですね、していただくようにということをお願いして今日の審議会のメンバーの皆さんのご意見だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そしたら、他に何もございませんでしたら、一応こういう方向性で都市計画マスタープランを進めて行かれるということで、我々の審議会としては、この方向で進んでくださいということで、了承を得たということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これ以外ですね、今日、本年度第1回の審議会となっておりますので、この機会に何か意見ございましたら、例えば審議会の進め方であったり、何でも結構ですので、何かございましたらお聞きしたいと思えます。

《京谷委員》

よろしいですか。第4次総合計画がかなり時間かけて行われてましてね、当然先ほどの話じゃないですけど、これリンクする話なんですよね。土地利用についても総合計画の中に出てきてます。

《議長》

そうですね

《京谷委員》

そういうのをまたこの場で、中には第4次総合計画の委員の方もいらっしゃいますけども、そうじゃない方もいらっしゃいますので、また、大半そうじゃないと思うんでね、そういう平行に今進んでいますんでね、そういう審議のことも情報として提供していただきたいなと思います。

《議長》

わかりました。

《京谷委員》

参加しているものはわかりますけどね。されてない方はね、整合性がわからないですから。

《議長》

わかりました。お聞きしていると、この9月議会かなにかに総合計画の基本構想部分が議題として挙げられると、多分この都市マスタープランも連動する話ですので、次回都市計画審議会の中で少しその総合計画の骨子みたいな話を、連動する部分をご説明いただくということで。

わかりました。今のところ案という段階であらかじめ固まったというふうに、我々も資料をもらってはいます。まだ正式には議決頂いておりませんので、次回に勉強させていただきます。

《議長》

他何かございませんか。

《司委員》

今回の都市計画マスタープランの素案で、市民アンケートの中からということだったんですが、この集計結果を見ますとで、やはりこれから富田林もですけど、少子高齢化も進んでいくということで、確かに住み続けたいという意向で81パーセント、市内で転居したい5パーセントとあるんですが、市外に転出したい10パーセントは大きいと思います。年齢別で見ましても、若い世代20歳から30歳ですね、後半の50歳からを見ますと、若い人の意見というか声がなかなか反映されない、これはどこでもそうだと思うんですけど、今回この意見聴取会を行うに当たって、これ、私たちの希望なんですけど、若い人にどんどん来ていただくのがほんとはいいんですけど、まあ、出来たら若い人の声を聞けるようなそういう機会をとってほしいなと思います。

《議長》

多分アンケートの方で見ますと、20歳未満が5パーセント、20歳代が11パーセントということで、この年代層が非常に少ないという結果ですね。だからやっぱり、出来ましたら、次の世代を担っていただく、20歳前後の方の意見も聞ける機会をどこかで設定していただけたらというご意向ですので、事務局の方で何か少し考えていただくということで。

《事務局》

20歳未満について少ないというのは、16歳から20歳までしかありませんから。

それをどうやったら若い人の意見が聞けるのか、

《司委員》

これはどこでも課題だと思うんですけどね。

でも総合計画審議会も一緒ですけどね。12万5千ですか。それを維持していくためには、やっぱり若い人がとどまっていたいただければならなかなければと思います。

《議長》

私が違う市町村で、お手伝いしているときに、例えば公募市民で議論するときに、年代別に枠を決めてしまって、要するに20歳代で何人、30代で何人、40代で何人というふうにする。そうすると60歳代以上の方は非常にたくさん来られますので、その年代層は抽選になるけれども、20歳代の方は非常に少ないということで、手を挙げたらそのまま議論の場に入られるというような形で。年齢の枠を決めて極力世代間の意見交換できるようにということをやっている市町村もありますが、若い子はなかなかこの頃、自分たちの住んでる行政課題とかいうのに関してなかなか意見を言うというような、意欲を持った人が少ないですけどね。ただ、一方で、学生はまちづくりに対して非常に興味を持っておりますので、そのあたりもうまく活かしてもらったら。

《司委員》

金剛団地であるとか40年代に出来た団地ですけど、すごく入れ替わりが激しいところであって、また、若い人もいてるんだけど、そうした人が、またすぐに引っ越されるとか、そういうことがあって、入れ替わりは激しいんだけど若い層がいてるところの地域で、なんとか若い人の声を、現に生活、家庭を持って生活されている人の意見なんかもやっぱり聞ける場があればなど。

で、さっきおっしゃってましたように、金剛団地なんか、特にその本庁に来るのは大変だったりとか、そういう若い人とかはね。

《議長》

まだこれから少し時間的余裕もあろうかと思しますので、極力そういう事の機会を何か探して頂いて、意見を抽出して反映できるようにという方向で、事務局のほうで、また対応よろしくをお願いします。

《議長》

他なにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、一応今日頂いておりました、報告案件でございますけど、ある一定の意見交換が出来たと思しますので、これで審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。最後に事務局のほうから一言ご挨拶があるとの事ですのでお願いします。

《事務局:植田まちづくり政策部長》

熱心なご意見ありがとうございました。お忙しい中ありがとうございました。いろんなご意見いただきましたんで、まだ不十分な中進んできているところもありますので、参考にもさせていただき、出来るだけ一般市民の皆さんの声も聞きながら、策定に当たって行きたいと思っております。次回まだ決まっては居ませんが、大体11月の下旬に生産緑地地区の変更が必ずありますので、また、開かせていただきます。もう一度今日頂いたご意見も踏まえての中間報告をさせていただきます。スムーズに行けば、来年、年明けて、1月2月ごろに成果品を諮問させていただきたいと思っておりますが、総合計画の進捗状況もありますので、総合計画より、これ(都市計画マスタープラン)の方が先というわけには行きませんので、総合計画の進捗具合では、年度内は完成無理ということもありえるかと思っておりますけど、今後ともひとつよろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。[終了]